

(仮称) 大口町町民参加条例策定会議の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称) 大口町町民参加条例を検討するため、(仮称) 大口町町民参加条例策定会議（以下「策定会議」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、(仮称) 大口町町民参加条例の策定に関し必要な調査及び協議を行う。

(組織)

第3条 策定会議の委員は、委員10名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各種団体代表
- (2) 審議会等の委員
- (3) 識見を有する者
- (4) 町民

2 前項第4号の委員は、町民各層の幅広い意見が反映されるよう公募その他の方法によるものとする。

(委員長)

第4条 策定会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定会議を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 策定会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、政策調整室政策調整課において処理する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月22日から施行する。
- 2 この要綱は、策定会議が所掌事務の処理を完了した日に、その効力を失う。